

議事日程（総務建設常任委員会） 令和8年3月11日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

議案第4号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予（第6号）
について（所管部分）

議案第8号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算
（第3号）について

議案第9号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第
3号）について

議案第10号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第12号 木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第13号 木曾岬町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 令和8年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について（所
管部分）

議案第18号 令和8年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算につ
いて

議案第19号 令和8年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算につい
て

議案第20号 令和8年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員（5名）

委員長	古村 護	副委員長	伊藤 好博
	黒宮 武史		波多野 光雄
	加藤 真人		

欠席委員（1名）

服部 英二夫

委員外出席議員（0名）

議場出席説明者

町長	三輪 一雅	副町長	森 清秀
会計管理者	神野美紀恵	総務政策課長	小島 裕紹
住民課長	伊藤 正典	建設課長	中里 満博

産業課長 中山重徳 税務課長 服部直子
危機管理課長 坂倉丈夫 建設課長補佐 服部寿之

事務局出席職員

書記 事務局長 伊藤雅人 議会事務局 鈴木琴音

=====

午前 9時 0分開会

○委員長（古村護議員） おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集させていただきましたところ、委員の皆様には、何かとご多用のなか、ご出席を賜りありがとうございます。

また、三輪町長はじめ、執行部の皆様にもご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、座って進めさせていただきます。

本日、服部英二夫委員は所用により欠席との連絡を受けておりますので、ここでご報告をさせていただきます。

本日の総務建設常任委員会は、令和8年第1回定例会で付託されました10議案を審査する重要な委員会でございます。

議案審査には慎重審査をいただきますとともに、委員会運営にあたりまして、皆様のご協力の程よろしくお願いいたします。

本日の委員会の出席委員数は、5名です。

よって、委員会条例第14条の規定により、定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

次に、本日の書記の指名を行います。

委員会条例第27条の規定により、書記には、伊藤議会事務局長を指名いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元の資料のとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長（古村護議員） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、黒宮武史委員、波多野光雄委員を指名いたします。

それでは、本日の議案審査に入ります。

はじめに、三輪町長に議事日程の説明を求めます。

よろしくお願いいたします。

○町長（三輪一雅町長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、総務建設常任委員会ということで、早朝より委員の皆様方にはご出席を賜りありがとうございます。

本日の委員会では、議案第4号、町一般会計補正予算、議案第8号、下水道事業会計補正予算、議案第9号、水道事業会計補正予算、議案第10号においては、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号は、消防団員の公務災害補償条例の一部を改正するもの、それから、議案第13号は、監査委員条例の一部を改正する条例、それから、議案第14号に関しては、町一般会計の当初予算所管部分でございますが、これをご審議いただくものでございます。

それと議案第18号から、議案第20号としましては、特別会計予算ということでご審議をいただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。

それでは、日程に従いまして、会議を進めます。

日程第2 付託議案の審査について

○委員長（古村護議員） 日程第2、付託議案の審査についてを議題とします。

本委員会に付託されました議案は、議案第4号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第6号）についての所管部分、議案第8号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第9号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第10号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、木曾岬町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分、議案第18号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について、議案第19号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算について、議案第20号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についての10議案であります。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審査方法につきましては、先に一件ごとに全議案を審査することとし、その後、討論・採決についても1件ごとに行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。異議なしのお言葉をいただきましたので、異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審査に入ります。

はじめに、議案第4号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第6号）についての所管部分を、議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議案第4号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額から歳入歳出それぞれ2億2,400万円を減額いたしまして予算の総額を38億3,700万円とし、第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定しているものでございます。

なお、繰越明許費につきましては、第2表、繰越明許費補正で7つの事業について金額をお示し、債務負担行為につきましては、第3表、債務負担行為補正で8つの事項について、期間および限度額をお示ししております。

また、地方債につきましては、第4表、地方債補正で3つの起債の目的について、それぞれの補正後の限度額をお示ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、次に、令和7年度3月補正予算、予算事業概要書にて説明させていただきます。

今回補正をお願いしようとする会計は、一般会計と国民健康保険特別会計をはじめとする3つの特別会計および下水道事業会計、水道事業会計の6会計で、その補正額は、一般会計で2億2,400万円を減額するとともに、3つの特別会計で1,504万2,000円を増額、下水道事業会計で1億5,233万7,000円を減額、水道事業会計で144万円を増額し、全体での補正後の予算額を62億1,840万円とするものでございます。

はじめに、歳入の要点についてでございます。この度の補正では、11の款においてそれぞれ所要の補正を行っております。町税では、収入見込みによりまして、法人税割で増額を行い、地方交付税では、交付決定に伴いまして、普通交付税で増額を行っております。

続く、分担金及び負担金では、決算見込みによりまして、教育・保育給付費や、保育料、子ども園副食費などを補正して減額を行い、使用料及び手数料では、決算見込みにより、ごみ収集用袋売却手数料や、第二合同霊園永代使用料、自主運行バス使用料や、町体育館使用料などを補正いたしまして増額を行っております。

続く、国庫支出金および県支出金では、対象事業に対する交付額の決定がなされたことから、それぞれの科目で所要の補正を行い、財産収入では、決算見込みによりまして、庁用不用品売払代や、土地開発基金利子などで増額を行っております。

続く、寄附金では、決算見込みによりまして、ふるさと応援寄附金や、一般寄附金で増額を行い、繰入金では、その他の財源が確保できたことから、財政調整基金や、減債基金、ふるさと応援寄附金基金などからの繰入金で減額を行っております。

諸収入では、歳計現金預金利子や、三重県市町振興協会市町村交付金、資源ごみ売払手数料、木曾川堤防清掃事業受託収入などを補正して増額を行い、町債では、対象事業の事業費精査により増額を行っております。

以上が、歳入の主な内容となります。

次に、歳出の要点についてでございますが、この度の補正予算では、科目全体にわたりまして、人件費および各種事業の精査を行っているほか、10の款において、それぞれ所要の補正を行っており、資料では、それらの概要について記載させていただいております。

この後、人件費以外の科目につきまして、その詳細を、担当課ごとに、説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、特別会計および企業会計の補正予算の内容につきましても記載させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、一般会計の補正予算につきまして、総務政策課から事業別に説明をさせていただきます。

事業名、一般管理経費、補正予算額は52万8,000円の減額でございます。人事給与システムの法改正対応業務の完了に伴いまして、減額するものでございます。

続きまして、事業名、ふるさとときそさき応援事業費、補正予算額は2,972万4,000円でございます。寄付金額の決算見込みによりまして、ポータルサイトに係る業務委託料、基金積立金でそれぞれ増額を行うものでございます。

続きまして、事業名、地域まちづくり推進事業費、補正予算額は130万円の減額でございます。各地区の活動実績に伴いまして、減額するものでございます。令和7年度におきましては、36自治会のうち、33自治会から交付申請を受けている状況でございます。

続きまして、事業名、区長会関係経費、補正予算額は51万5,000円の減額でございます。行政調査員報償費の精算および区長会研修の未実施に伴いまして、これらの関係経費を減額するものでございます。

続きまして、事業名、三重県知事・県議会議員選挙費、補正予算額は69万2,000円の減額でございます。事業完了に伴いまして、関係経費を減額するものでございます。

続きまして、事業名、町長・町議会議員選挙費、補正予算額は939万3,000円の減額でございます。事業完了に伴いまして、関係経費を減額するものでございます。

続きまして、事業名、参議院議員通常選挙費、補正予算額は108万5,000円の減額でございます。事業完了に伴いまして、関係経費を減額するものでございます。

続きまして、事業名、都市計画総務費、補正予算額は248万円の減額でございます。都市計画変更業務の完了に伴いまして、減額するものでございます。

以上が総務政策課所管部分でございます。

よろしくお願いいたします。

○税務課長（服部直子課長） 続きまして、税務課所管部分についてでございます。

事業名、賦課徴収経費でございます。補正予算額、74万5,000円の増額でございます。事務委託料として、確定申告時期の派遣職員対応により増額補正するものです。税務課所管部分については、以上となります。

○住民課長（伊藤正典課長） 続きまして、住民課所管分でございます。

事業名、戸籍住民基本台帳費、補正予算額112万2,000円の増額でございます。決算見込みにより事務的経費や派遣職員の業務委託を減額するほか、戸籍附票システムへの旧氏記載機能を追加するためのシステム改修184万8,000円、初期の振り仮名データの登録作業132万円を追加するもので、当該業務については、繰越明許費として計上するものでございます。

続きまして、個人情報カード事業費、補正予算額29万5,000円の減額でございます。決算見込みにより、郵便局に業務委託する申請サポート支援業務及び電子証明書関連業務の減額するものでございます。

住民課所管分の説明は、以上でございます。

○産業課長（中山重徳課長） 続きまして、産業課所管分について説明させていただきます。

事業名、農業委員会費、補正予算額は、18万円の減額でございます。報酬では、農地利用最適化推進委員の委員報酬の精査を行い、負担金については、北勢農業委員会協議会の研修会に不参加だったことから、それぞれ減額するものでございます。

事業名、需給調整推進対策事業費、補正予算額は、82万6,000円の減額でございます。小麦や加工米の需給調整や、水稲共同防除など、需給調整推進対策補助金を精査し減額補正するものでございます。

事業名、多面的機能支払事業費、補正予算額は、434万6,000円の増額でございます。多面的機能支払事業交付金について、本年度追加内示があったことから、この事業に対する予算について歳出を増額補正するとともにこれに対応する歳入予算についても併せて補正するものでございます。

事業名、湛水防除費、補正予算額は、1,163万9,000円の増額でございます。負担金、補助及び交付金につきまして、県営湛水防除事業にかかる補正分の内示がございましたので、この事業に対する負担金を増額するものでございます。

事業名、地域用水機能増進事業費、補正予算額は、128万円の減額でございます。ポケットパークや幹線排水路の維持管理にあたり、電気代や補修費、維持管理費を精査し減額補正するものでございます。

事業名、用排水施設整備費、補正予算額は492万円の増額でございます。負担金補助及び交付金につきまして、県営用排水施設整備事業に係る補正分の内示がございましたので、この事業に対する負担金を増額するものでございます。

事業名、観光費、補正予算額は198万円の減額でございます。町道鍋田川線の桜の管

理に要する経費のほか、長野県木祖村との交流事業費、町観光協会の事業費を精査し、減額補正するものでございます。

産業課所管部分につきましては以上でございます。

○建設課長（中里満博課長） 続きまして、建設課所管分でございます。

事業名、農業集落排水事業費、1,130万円を減額するものでございます。農業集落排水事業に対する補填財源でございまして、減額の主な要因は、下水道事業会計で各種事業の精査を行ったことによるものでございます。

事業名、土木総務費、12万6,000円を減額するものでございます。環境衛生改善機器等整備補助金につきましては、実績に基づき不用額を減額するものでございまして、土地開発基金積立金におきましては、利率の変更に伴い27万4,000円を増額するものでございます。

事業名、道路橋梁維持費、879万7,000円を減額するものでございます。橋梁長寿命化事業においては、補助金の精算を目的に橋梁点検健全度評価業務委託を255万1,000円を増額し、工事請負費では、町道維持補修等の事業完了に伴い、精査による減額を行うものでございます。

事業名、道路新設改良費、3,334万2,000円を増額するものでございます。町道上加路戸横断線道路改良事業におきまして、国の補正予算の内示に伴い、道路改良工事費を4,300万円増額するものでございます。国の交付金が多く付いたことによる予算措置でございます。また、用地買収費と建物補償費につきましては、精算時期を令和8年度とすることから、令和7年度予算を減額するものでございます。

事業名、河川総務費、財源の更生のみでございます。国からの受託事業でございます、木曾川堤防除草業務の受託金が確定したことに伴い、財源の更生を行うものでございます。

事業名、公共下水道費、7,830万円を減額するものでございます。公共下水道事業に対する補填財源でございまして、下水道事業会計での各種事業の精査を行ったことによるものでございます。

事業名、公園費、218万5,000円を減額するものでございます。都市公園管理業務委託料と児童公園樹木剪定等委託料につきましては、委託業務の完了見込みによる減額を行うものでございます。

事業名、住宅管理費、512万1,000円を減額するものでございます。木造住宅関連の補助金において、実績に基づき精査するものでございます。耐震診断業務委託料では、33万円を増額し、耐震補強関係事業及び空き家対策総合支援事業などそれぞれの補助金におきましては、減額させていただくものでございます。

建設課所管分につきましては、以上でございます。

○会計管理者（神野美紀恵会計管理者） 続きまして、会計課所管分についてご説明いたします。

事業名、会計管理費、補正予算額 28万3,000円の減額でございます。町で使用する封筒の在庫を精査した結果、今年度の新規作成が不要となったため、印刷製本費を減額するものです。

会計課所管分の説明については、以上でございます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 続きまして、危機管理課所管分についてご説明させていただきます。

事業名、高度情報処理対策費、補正予算額 3,645万4,000円の減額でございます。自治体情報システム標準化対応に関するスケジュール見直しにより、サーバーや周辺機器の整備を来年度に実施することに伴う自治体情報システム標準化対応業務委託料の減額や、決算見込みによる健康管理システム保守委託料の減額などを行うものでございます。

事業名、自主運行バス運行事業費、補正予算額 21万3,000円の減額でございます。地域公共交通会議委員報酬及びバスタイヤ等印刷経費の精査による報酬と需用費の減額を行うものでございます。また、歳入について、バス運賃収入の決算見込みに基づき、自主運行バス使用料を 55万円減額する一方、リース化による町所有バス車両の売却に伴う財産収入を 31万円計上するものでございます。

事業名、防犯事業経費、補正予算額 178万5,000円の減額でございます。防犯委員会委員報酬及び消防団員年末夜警出動報酬の事業完了による報酬の減額と、防犯対策補助金の事業費精査による補助金 150万円の減額を行うものでございます。

事業名、消防団活動費、補正予算額 154万6,000円の減額でございます。消防団員出動報酬や退職報償金の決算見込みによる報酬と報償費の減額、外部研修の参加実績に伴う旅費及び負担金の減額を行うものでございます。

事業名、災害対策経費、補正予算額 153万7,000円の減額でございます。災害時非常食購入や防災フェアチラシ印刷、衛星携帯電話購入などの事業完了に伴う需用費の減額と防災行政無線機器部分更新業務委託と防災対策事業補助金の事業費精査による委託料と補助金 50万円の減額を行うものでございます。

危機管理課所管分の説明につきましては、以上でございます。

○議会事務局長（伊藤事務局長） 続いて議会事務局所管分について説明させていただきます。

事業名、議員報酬等、39万2,000円の減額、期末手当の決算見込みにより減額するものでございます。

事業名、議会運営費、351万9,000円の減額でございます。各事業の精査を行ったもので各種業務及び工事等の決算見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

事業名、議会広報費、60万円の減額でございます。議会だより発行の決算見込みにより減額するものでございます。

議案第4号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第6号）についての

所管部分の説明につきましては以上でございます。

よろしくお願いたします。

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、質疑のある方は、ご発言ください。

なお、質疑の回数は一議題につき、1人3回までとなっておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ご発言される方は、挙手のうえ、委員長の許可に基づき発言されますよう、お願いたします。よろしくお願いたします。

ご質疑はありませんか。

〔暫くして〕

○副委員長（伊藤好博議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長、お願いたします。

○副委員長（伊藤好博議員） 歳出予算書、80ページ、農業集落排水事業費、事業精査による減額という説明だったが、2割ほどの減額になっておると思うのですが、この事業の目的は達成されているのですか。

それともう1つ、歳出予算書、88ページ、公園費で、これも2割近く委託料の減額で、180万円の減額になっているのですが、管理・目的が達成されているのはいいんだけど、その状況をお知らせください。

以上です。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長のご質疑に対しまして事務局に答弁を求めます。

○建設課長（中里満博課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中里建設課長。

○建設課長（中里満博課長） 2点の質問ありがとうございます。

農業集落排水事業の減額で、目的を達成しているのかのご質問でございますが、特に下水道事業会計の事業の運営について、何か問題があったというわけではなく、様々な精査を行ったことによる積み重ねの減額というものでございます。

また、公園費の減額の主な理由でございますが、都市公園の管理業務委託料というのが一番大きな金額の減少になっております。こちらについては、教育委員会のグラウンド管理と合わせてグルービーパークの芝等の管理を業務委託で発注しておるんですが、これの請負差金が大きく出たことによって減額となったものでありまして、特に何か業務的に支障があったとかの問題ではございませんので、業務として目的は達成しております。

以上でございます。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長、よろしいでしょうか。

○副委員長（伊藤好博議員） ありがとうございます。

○委員長（古村護議員） それでは他にご質疑ございませんか。

○委員（加藤真人議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 加藤委員。

○委員（加藤真人議員） 歳出予算書、75ページ、農地費の土地改良費の中の地籍調査事業費で委託料が減額になっておりますが、現在源緑輪中の方でやられてると思うのですが、どの程度の進捗状況なのかと、減っていく要因は、国からの予算で減っているのか、町自体で減額していることなのか教えてください。

○委員長（古村護議員） 加藤委員のご質疑に対しまして事務当局に答弁を求めます。

○産業課長（中山重徳課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中山産業課長。

○産業課長（中山重徳課長） 減額の理由ですが、それぞれ契約差金によるもので、地籍調査事業で48万6,000円の減額、それと認証事務支援、こちらで3万円の減額という形になっております。いずれも当初見込んだ事業分は達成しております。

そして地籍調査事業の進捗状況でございますが、全体事業としては令和7年度末で進捗率60.0%という形になっております。予定通り進行しております。

以上です。

○委員長（古村護議員） 加藤委員、よろしいでしょうか。

○委員（加藤真人議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 加藤委員。

○委員（加藤真人議員） 木曾岬町の中であと何地区、地籍調査が実施されてないのか。その辺のところはどうですか。

○委員長（古村護議員） 加藤委員の再質問に対して、事務当局に答弁を求めます。

○産業課長（中山重徳課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中山産業課長。

○産業課長（中山重徳課長） 源緑輪中地区でも、上藤里とか下藤里のあたりはまだ進んでおりませんし、当初、地区の皆さんに事業の推進についてお伺いした際に、事業はまだ希望してないというところがございますので、そういったところは、まだ着手しておりません。

以上です。

○委員長（古村護議員） 加藤委員、よろしいでしょうか。

それでは、他にご質疑ございませんか。

○委員（加藤真人議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 加藤委員、これで3回目の質問になります。

○委員（加藤真人議員） わかりました。

歳出予算書、83ページ、道路橋梁費の源緑橋の修繕工事、町道舗装修繕工事の減額の

理由は、変更されて減ったのか、それとも必要以上にやらなくてよかったのか。その辺のところはどうですか。

○委員長（古村護議員） 加藤委員のご質疑に対しまして事務当局に答弁を求めます。

○建設課長（中里満博課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中里建設課長。

○建設課長（中里満博課長） 道路橋梁維持費、この修繕工事等の減額につきましては、基本的には請負差金によるものになります。ただ、下から2番目の源緑橋の橋梁修繕工事につきましては、675万9,000円と減額の額が大きいです。請負差金のほか、前年度からの繰越金がありましたので、その部分を400万円ほど充当していることが大きな要因になります。

以上でございます。

○委員長（古村護議員） よろしいでしょうか。

○委員（加藤真人議員） はい。

○委員長（古村護議員） 他に、ご質疑ございませんか。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） それでは、他に質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第8号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（服部寿之課長補佐） 委員長。

○委員長（古村護議員） 服部建設課長補佐。

○建設課長補佐（服部寿之課長補佐） それでは、議案第8号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

第1条、下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。第2条では、収益的収入及び支出の補正予算として、収入・支出それぞれ6,774万4,000円減額し、事業収益及び事業費用の予算の額を3億7,406万6,000円とするものでございます。第3条では、資本的収入及び支出の補正予算として、資本的収入8,375万円を減額し、4,279万2,000円に、資本的支出8,459万3,000円を減額し、1億389万1,000円とするものでございます。

次に、歳出予算書の事業説明をご説明させていただきます。

事業名、管渠費、125万9,000円を減額するものでございます。中継ポンプ電気代、管路清掃業務の決算見込みによる減額を行うものです。

事業名、処理場費、4,973万5,000円を減額するものでございます。処理場の汚泥処理業務や電気料、各種委託料は決算見込み、オーバーホールと電気設備更新工事におきましては、債務負担により、来年度予算で計上することから、減額を行うものです。ま

た、東部地区クリーンセンター維持管理業務におきましては、昨今の人件費高騰に伴う増額を行うものでございます。

事業名、総係費、2,022万8,000円を減額するものでございます。処理場統廃合基本計画策定業務でございますが、債務負担行為により令和8年度分を減額し、経営戦略改定業務におきましては、業務完了に伴い減額するものでございます。

事業名、施設費、8,459万3,000円を減額するものでございます。耐震補強業務委託は入札不調、下水道管工事につきましては、完了による減額、また、国庫補助金の内示に伴いまして、東部地区クリーンセンターの工事委託費を増額するものでございます。

以上で、下水道事業会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。事務当局の説明が終わりましたので、質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○副委員長（伊藤好博議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長。

○副委員長（伊藤好博議員） 歳出予算書、9ページ、施設費で、不調で見送りという報告ですが、どういうことで不調となったのか、その要因を教えてください。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長のご質疑に対しまして事務当局に答弁を求めます。

○建設課長（中里満博課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中里建設課長。

○建設課長（中里満博課長） 入札の不調でございますが、下水道事業団により4回入札を公告したんですが、いずれも入札参加者がなく、不調となったものでございます。不調となった原因につきましては、調査中という答えしかないんですが、その4回の入札につきましても同じ条件ではなく、入札の時期、工事の規模、参加できる業者の地域要件等、条件を変えて入札を行ったのですが結果として不調。入札参加者が現れなかった状況でございます。

今は、改めて原因を検証して、どのような形でいけば入札参加者が現れるかを、下水道事業団の方と調整をして検証を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長、よろしいでしょうか。

○副委員長（伊藤好博議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長。

○副委員長（伊藤好博議員） 伸ばしても安全に使用できるんですか。まだそれだけの能力はあると見ているんですか。

○建設課長（中里満博課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中里建設課長。

○建設課長（中里満博課長） この度、不調となったのは建築物がメインになりますので、特に下水処理に関しては影響が出るものとは思っておりません。ただ、耐震はあくまでも地震に対する備えですので、少しでも早く発注はしたいと思っております。

あと、国庫補助事業になりますので、国の補助金を受けて発注する必要がございますので、本来であればすぐ令和8年度に仕切り直しをしたいところですが、令和8年度ではもう交付金の要望が間に合いませんので、1年かけて検証を行いながら令和9年度に確実に発注できるような準備をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長（伊藤好博議員） ありがとうございます。

○委員長（古村護議員） 他にご質疑ございませんか。

質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第9号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（服部寿之課長補佐） 委員長。

○委員長（古村護議員） 服部建設課長補佐。

○建設課長補佐（服部寿之課長補佐） 議案第9号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

第1条、水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。第2条では、収益的支出の補正予算として、第1款、事業費用では、144万円を増額し、2億730万7,000円とするものでございます。

次に、歳出予算書の事業説明をご説明させていただきます。

事業名、原水及び浄水費、256万円を増額するものでございます。水道施設の電気料金の決算見込み、受水施設の修繕工事の完了による減額、また、県水の受水費については実績値の推移を勘案して増額するものでございます。

事業名、配水及び給水費、93万円を減額するものでございます。量水器取替工事の完了により、減額するものでございます。

事業名、受託給水工事費、19万円を減額するものでございます。町から受託しました雁ヶ地地内防火水槽の撤去及び消火栓の設置工事の完了により、減額するものでございます。

以上で、水道事業会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。事務当局の説明が終わりましたので、質疑のある方はご発言ください。

ご質疑ございませんか。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） それでは、特に質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第10号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての所管部分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、議案第10号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

木曾岬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。

令和7年の人事院勧告に基づく、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、駐車場等に係る通勤手当を新設するものである。木曾岬町職員の給与に関する条例等の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由であるというものでございます。

改正の概要でございますが、提案理由にもございましたように、この度は自動車等で通勤する職員が有料駐車場を利用している場合に、その駐車場の料金を通勤手当として支給ができるよう、新たに制度を整備するものでございます。

それでは、新旧対照表にて、説明させていただきます。

はじめに、第10条第3項は、駐車場等に係る通勤手当を新たに設けるもので、第1号では、駐車場に係る通勤手当の額を、月額5,000円を上限として、実際の駐車場料金に相当する額と定め、第2号では、通常の通勤手当いわゆるガソリン代等に相当する手当でございますが、こちらにつきましては、従来どおり第2項の規定による額を支給することを定めているものでございます。続く、第4項は、駐車場等に係る通勤手当を含めた通勤手当の総額について、月額150,000円を上限とすることを明確化するものでございます。続く、第5項は、給与計算の事務処理上、最初の月に支給することが困難な場合は、その翌月に支給することができるということを定めるものでございます。1つ飛びまして、第7項でございます。駐車場等に係る通勤手当につきましても、支給単位期間を1ヶ月とすることを明確化するというものでございます。

ページを条例本文に戻りまして、附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、質疑のある方はご発言ください。

特によろしいですか。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） 特に質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第12号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） それでは、議案第12号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

議案書ですが、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

提案理由でございます。

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が令和8年4月1日から施行されることに伴い、本条例の補償基礎額等について、所要の改正を行うものであり、本条例の一部を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があることから、この議案書を提出するものでございます。

次に、改正の概略ですが、昨年12月の「一般職の職員の給与に関する法律」の改正により、公安職俸給表が改定されたことに伴い、令和8年2月6日に「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が公布され、4月1日から損害補償額の算定基礎となる補償基礎額が改正されること、また、一昨年に成立した給与法の一部改正により改正された扶養手当の規定に係る経過措置が令和8年3月31日に終了することに伴い、扶養に係る補償基礎額の加算額が改正されることから、本条例を改正するものでございます。

具体的な内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきます。

第5条第2項において、消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、ただし書き中の最高額を14,500円から15,000円に改め、同条第3項において、第1号に対する加算額を100円から433円に、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を削除し、第3号から第6号までを、第2号から第5号までに改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

また、非常勤消防団員と非常勤水防団員の補償基礎額を定める別表について、下線部のとおり金額を改めるものでございます。施行日につきましては、令和8年4月1日からの施行とするものでございます。

議案第12号の説明は、以上でございます。

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。事務当局の説明が終わりましたので、質疑のある方はご発言ください。

よろしいですか。

これは、国制度の改正ですので、特に質疑はないかと思えます。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） それでは、特に質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第13号、木曾岬町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議会議務局長（伊藤雅人事務局長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 伊藤議会議務局長。

○議会議務局長（伊藤雅人事務局長） それでは、議案第13号、木曾岬町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書ですが、木曾岬町監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由です。

地方自治法の一部改正により関係条項の整備が行われたことに伴い、本条例の一部を改正するもので、木曾岬町監査委員条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。このことから、この議案書を提出するものでございます。

説明につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

第4条におきまして、引用する地方自治法の第235条の2第2項項及び第242条第1項を、及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項及び第243条の2の8第3項に改め、また、第7条及び第8条では、法第243条の2を、法第243条の2の8にそれぞれ改めるものでございます。

改正条文の附則でございますが、施行日につきましては、公布の日からの施行とするものでございます。

木曾岬町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についての説明は、以上でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（古村護議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

よろしいですか。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） それでは特に、質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第14号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、議案第14号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

令和8年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算は次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を38億7,500万円と定め、続く第2項では、予算の款、項の区分と区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算に定めることを規定しているものでございます。

なお、債務負担行為につきましては、第2表、債務負担行為で3つの事項について、それぞれの期間および限度額をお示しし、地方債につきましては、第3表、地方債で2つの起債の目的について、それぞれの限度額、起債の方法、利率、償還の方法についてお示ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、次に、当初予算のポイントの資料で説明させていただきます。

令和8年度の一般会計当初予算は、38億7,500万円で、前年度と比較いたしまして3億9,300万円の増額予算となっております。

また、特別会計と企業会計を含む全7会計での予算規模は64億4,827万円となっております。

このページでは、一般会計当初予算に計上されている主要事業のポイントについて記載させていただいておりますので後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入予算のポイントでございます。

歳入の根幹をなす町税につきましては、13億750万円で、前年度比1,681万円の増額となっており、個人住民税におきましては、経済成長の影響により1,800万円の増額となっております。国庫支出金では、9,930万円の増額、地方特例交付金では、746万円の増額となるなど、依存財源全体で前年度比2億3,335万円の増額となっております。また、自主財源では、繰入金におきまして、1億2,800万円の増額となるなど、全体で前年度比1億5,965万円の増額となっているものでございます。

次のページでは、町税と基金繰入金の状況をお示しております。町民税(個人)におきましては、1,800万円の増額、町民税(法人)におきましては、220万円の増額となっております。一方、固定資産税におきましては、減価償却の影響によりまして320万円の減額となっております。

下段の基金繰入金では、財政調整基金からの繰入金が2,000万円の増額、その他基金では、減債基金からの繰入金が増額となったことから、1億800万円の増額となっております。基金繰入金全体といたしましては、前年度と比較して1億2,800万円の増額となっているものでございます。

このページは、歳出予算の目的別に仕分けした額でお示ししているもので、議会費から予備費までの11の款において、それぞれの予算額と前年度対比を記載させていただいております。

次のページでは、歳出を性質別に仕分けした金額と要点の記載をさせていただいております。

義務的経費が全体の36%、投資的経費が7%、その他経費が57%を占めていることをお示ししているものでございます。ご確認をお願いいたします。

以上が、令和8年度の一般会計当初予算のポイントの説明になります。

それでは、続きまして事業説明を用いまして、総務政策課より説明させていただきます。

事業名、一般管理経費、本年度予算額は1,644万8,000円、このうち、80万円を三重県からの委譲事務交付金に財源を求めるものでございます。役場で使用する事務用消耗品や事務機器の保守などの事務的経費や交際費、町村会を始めとする各種関係団体への負担金などを計上している予算で、主なものは、例規集追録業務委託料、例規執務の際に条文の比較や参考事例の調査などを行うためのサポートシステムの使用料、AI議事録作成システムの使用料、職員の出退勤管理システムの使用料などを計上しているものでございます。

続きまして、事業名、ふるさとときそさき応援事業費、本年度予算額は8,186万円、このうち8,000万円を寄附金に、186万円を基金利子に財源を求めるものでございます。専門のサイトを通じて、町外在住者から寄せられた寄附金を、寄付者の意向に沿うように、町の各種事業に充当するとともに、寄付者の方々に対しては、寄付金額に応じた返礼品を送付するための経費を計上しているものでございます。

続きまして、事業名、庁舎等施設維持管理経費、本年度予算額は5,331万1,000円、このうち、148万1,000円を行政財産目的外使用料、創生ホール使用料および地方創生事業施設使用料に財源を求めるものでございます。複合型庁舎および福祉教育センターの維持管理に係る経費を計上している予算で、主なものは、電気代、上下水道料、空調燃料代などの光熱水費、庁舎の保守委託料、空調点検や樹木剪定などの庁舎管理委託料などを計上しているほか、備品購入費では、業務の効率化および送付文書の封入誤りを防止することを目的といたしました「封入封かん機」を導入するための費用を計上しているものでございます。

続きまして、事業名、公用車施設維持管理経費、本年度予算額は808万8,000円でございます。総務政策課で管理をする公用車に係る経費を計上している予算で、車検手数料等の維持管理経費のほか、町長車をはじめとする3台の車両のリース料を計上しているものでございます。また、現在保有しております3.5t車でございますが、購入から23年が経過していること。また現在、運転に必要な免許証を取得している職員が少なくなっていることなどの理由から新たに普通免許証でも運転が可能な1.5t車を購入するための費用を計上しているものでございます。

続きまして、事業名、地域まちづくり推進事業費、本年度予算額は650万円でございます。地域コミュニティの強化や、地域活性化を目的に活動を行っている自治会に対しまして、その活動内容に応じた交付金を交付するための経費を計上しているものでございます。対象自治会は36ということになります。

続きまして、事業名、まち・ひと・しごと創生事業費、本年度予算額は1,407万2,000円、このうち、16万2,000円を地域日本語教育の総合的な体制づくり推進補助金に財源を求めるものでございます。サンリオキャラクターとのコラボや、SNS等を活用いたしましたシティプロモーションに要する経費や、在庫が少なくなってきましたトマッピーのぬいぐるみを製作するための経費、イベント開催時における来場者が、どのような年齢層で、どこから来て、どのように動いたのかなどをデータ化して分析することによって運営の効率化や次回開催時の改善点などを見つけ出すための「人流分析業務」に要する費用、および、昨年度から社協で実施している日本語教室に対する補助金や、わいわいクラブ、地方創生活動団体への補助金などを計上しているものでございます。

続きまして、事業名、木曾岬干拓事業推進費、本年度予算額は8,676万2,000円、このうち、1,100万円を干拓排水機等運転管理業務受託事業収入に財源を求めるものでございます。通常の木曾岬干拓排水機等運転管理委託業務や、要望活動に要する旅費を計上しているほか、干拓での企業立地奨励金として7,574万2,000円を計上しているものでございます。

続きまして、事業名、三重県知事・県議会議員選挙費、本年度予算額は129万6,000円でございます。令和9年4月に執行が予定されております三重県議会議員選挙の執行管理に要する経費の内、令和8年度で支出が必要な経費につきまして計上しているものでございます。

続きまして、事業名、都市計画総務費、本年度予算額は29万7,000円でございます。都市計画に係る経費を計上している予算で、都市計画審議会委員報酬などを計上しているものでございます。

続きまして、事業名、地方債元金償還金、本年度予算額2億9,958万6,000円でございます。地方債の償還に要する経費のうち、元金の支払いについて計上している予算で、事業説明欄記載の90件分を計上しているものでございます。

続きまして、事業名、地方債利子償還金、本年度予算額1,633万4,000円でございます。

す。地方債の償還に要する経費のうち、利子の支払いについて計上している予算で、事業説明欄記載の114件分を計上しているものでございます。

総政策課所管部分は、以上でございます。

○税務課長（服部直子課長） 税務課 所管部分について、歳入からご説明いたします。

令和8年度町税の概要になります。

最上段、個人町民税です。

令和8年度当初予算額は、3億600万円。前年度と比較し、1,800万円の増額、増減率は6.3%増となっております。物価上昇や生活コスト増加への対応等により、給与水準を上げることが見込まれるため、増収の見込みとなっております。

続いて、法人町民税になります。令和8年度当初予算額は、7,796万円、前年度と比較し、220万円の増額、2.9%増となっております。企業増加、収益の増により増収の見込みとなっております。

続いて、固定資産税です。令和8年度当初予算額は、8億6,062万4,000円、前年度と比較し、320万円の減額、0.4%減となっております。新輪工業団地における固定資産税の増加要因がないこと、また償却資産の減価償却により、減収の見込みとなっております。

続いて、軽自動車税です。令和8年度当初予算額は、2,171万2,000円、前年度と比較し128万8,000円の減額、5.6%減となっております。税制改正により、令和8年3月31日をもって環境性能割が廃止となったため減収見込みとなっております。

続いて、たばこ税になります。令和8年度当初予算額は3,820万円。前年度と比較し、100万円の増額、2.7%増となっております。令和8年4月1日施行の加熱式たばこに係る増税により増収の見込みとなっております。

最下段、入湯税になります。令和8年度当初予算額は300万円、前年度と比較し、10万円の増額、3.4%増となっております。来客数が増加傾向にあることから増収の見込みとなっております。

以上が、町税の概要になります。

続いて、税務課所管部分の歳出についてご説明いたします

事業名、賦課徴収経費、本年度予算額3,943万円でございます。町税の賦課徴収に要する経費を計上しており、主なものとして、町税の賦課徴収や滞納整理に係る電算経費のほか、固定資産の鑑定委託料などを計上しています。

税務課所管部分については、以上でございます。

○住民課長（伊藤正典課長） 続きまして、住民課所管分の主要事業について説明させていただきます。

事業名、戸籍住民基本台帳費、本年度予算額1,882万5,000円でございます。事業説明欄主なものは、住民基本台帳関係では、住民基本ネットワークシステム運用業務、599万2,000円、証明書等コンビニ交付サービスシステム運用業務、350万1,0

00円、戸籍関係では、戸籍クラウドサービス運用687万4,000円でございます。その他、事業説明欄記載のとおりでございます。財源内訳のその他の財源は、各種手数料を見込むもので、マルチコピー機を活用した住民票や印鑑証明などの交付手数料は令和8年4月1日より150円としております。

続きまして、個人番号カード事業費、本年度予算額213万3,000円でございます。主なものは、申請サポート支援業務、電子証明書関連業務、住基ネットワーク運用業務は、マイナンバーカードの電子証明書発行業務等を外部委託するための費用でございます。本人確認読取機器はマイナンバーカードのスマートフォン登載者に対する本人確認に必要な機器を購入するものでございます。

住民課所管分の説明は以上でございます。

○産業課長（中山重徳課長） 続きまして、産業課所管部分について説明させていただきます。

事業名、農業委員会費、本年度予算額207万1,000円でございます。この予算は、農業委員会の運営経費を計上しており、主に農業委員会委員9名、農地利用最適化推進委員5名の委員報酬のほか、毎月の総会開催案内などの切手代など事務的経費を予算計上したものでございます。また、令和8年度は3年に1度の農業委員会の改選期となっておりますので、これらに係る経費についても計上いたしております。

事業名、農業振興費、本年度予算額279万1,000円でございます。この予算は、農業者の活動を支援する各農業団体への補助金をはじめ、地域農業再生協議会で行う経営所得安定対策や米の需給調整等の推進に要する事務的経費の補助金を計上しており、経営所得安定対策等推進事業補助金を特定財源としているものでございます。

次に、事業名、農業経営基盤強化資金利子補給費、本年度予算額108万4,000円でございます。この予算は、農業生産基盤の充実を図る農業者を支援するための認定農業者特別融資制度資金に係る補給金を計上しているものでございます。

次に、事業名、需給調整推進対策事業費、本年度予算額670万円でございます。この予算は、米の需給調整に係る町単独事業の経費を計上しており、需給調整推進対策補助金は、麦や加工米といった需給調整や水稻共同防除等への取り組みを行ったものに対する補助金を計上しているものでございます。

次に、事業名、産業文化祭費、本年度予算額480万円でございます。この予算は、毎年3月に開催しています「伸びゆく木曾岬町のふれあい広場」を実施する実行委員会への補助金を計上しているものでございます。

事業名、土地改良費、本年度予算額1,817万5,000円でございます。この予算は、町内排水機場の維持管理に要する経費を計上しており、排水機場の集中管理システムに係る回線利用料などの経費のほか、木曾岬町土地改良区への排水機場維持管理補助金を計上しているものでございます。その他、事業説明欄記載のとおりでございます。

事業名、多面的機能支払事業費、本年度予算額2,135万8,000円でございます。この予算は、多面的機能支払事業に要する費用を計上しており、主に町内16地区と1組織で取り組んでおります農地の維持向上などの活動にかかる事業負担金を計上しているものでございます。多面的機能支払事業交付金を特定財源としており、その補助率は、4分の3でございます。

事業名、地籍調査事業費、本年度予算額1,398万5,000円でございます。この予算は、地籍調査事業に要する費用を計上しており、地籍調査事業委託料は、令和4年度に着手しました源緑輪中地区を計画しており、地籍調査認証事務支援及び電子化業務委託料では、源緑輪中地区の令和7年度調査分を計画しているものでございます。

事業名、湛水防除費、本年度予算額1,175万2,000円でございます。この予算は、県営湛水防除事業費に要する経費を計上しており、令和4年度に事業着手いたしました近江島地区の事業費負担金を計上しているものでございます。なお、事業説明欄に数字の誤りがございました。正しくは1,175万2,000円でございます。

事業名、地域用水機能増進事業費、本年度予算額473万5,000円でございます。この予算は、水環境整備事業で整備したポケットパーク、遊歩道などの維持管理経費を計上しており、発生源対策用ポンプの電気代や除草経費を計上しているものでございます。

事業名、用排水施設整備費、本年度予算額246万円でございます。この予算は、中央幹線排水路における、機能回復のための長寿命化対策を実施するための県営用排水施設整備事業に要する経費を計上しており、令和4年度に事業着手いたしました、木曾岬幹線排水地区の事業負担金を計上しているものでございます。

次に、事業名、商工振興費、本年度予算額438万円でございます。この予算は、商工業の振興を図るための商工会が行う事業を支援する商工会への運営補助金を主に計上しているものでございます。

事業名、観光費、本年度予算額1,773万3,000円でございます。この予算は、町の観光資源であります、町道鍋田川線の桜並木の消毒や剪定伐採作業、桜の木を食い荒らすクビアカツヤカミキリの駆除経費のほか、町観光協会への補助金や、木曾川の最上流の木祖村との交流事業に要する経費を計上しております。財源には、みえ森と緑の県民税市町交付金、木曾三川水源地域対策基金助成金などを充当しているものでございます。

産業課所管部分については、以上でございます。

○建設課長（中里満博課長） 続きまして、建設課所管分でございます。

事業名、上水道事業費、本年度予算額1,750万円でございます。物価高騰対策の支援として水道基本料金を半年間減免するための補助金として水道事業会計へ支出するものでございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を特定財源としております。

事業名、農業集落排水事業、本年度予算額7,290万円でございます。下水道事業会計の農業集落排水事業に対する補填財源でございます。

事業名、土木総務費、本年度予算額 295万5,000円でございます。土木業務にかか
る事務的経費全般を計上する予算でございます。積算システムや積算単価のデータ使用
料、社会基盤整備協会等への負担金、環境衛生改善機器等整備補助金を計上するものご
ざいます。歳入内訳でございますが、建築基準法施行事務交付金や土地開発基金利子、ま
た木曾川堤防清掃事業受託収入の一部を特定財源としております。

事業名、道路橋梁維持費、本年度予算額 1億1,593万1,000円でございます。町
道の維持修繕や施設の長寿命化を図るための費用を計上しており、橋梁点検業務委託では
47橋の点検を予定しております。また、道路台帳デジタル化業務委託では、道路台帳を
デジタル化するとともに公開型GISにて道路情報を公開し、行政DXの推進を図ろうと
するものでございます。鍋田川線路面清掃業務委託や町道除草業務委託、交通安全施設等
の整備・修繕工事費につきましては、経常的な管理費用として毎年計上させていただいて
いるものでございます。

なお、町道雁ヶ地支線2号線路肩改修工事は、路肩の保護を目的とした水路法面の張り
コンクリート工を予定し、町道鍋田川線と町道富田子内部線の舗装修繕工事につきましては
は、劣化した舗装版の修繕を、栄団地12号線他4路線の舗装修繕工事については、水道
管布設替工事の後の、路面改善を目的に舗装版の打ち換えを予定するものでございま
す。歳入の内訳でございますが、交通安全対策特別交付金や道路占用料、道路メンテナンス事
業費補助金、その他、一般単独事業債や公共事業等債といった地方債を特定財源としてお
ります。

事業名、道路新設改良費、本年度予算額 5,393万4,000円でございます。道路の
新設整備や拡幅等の道路改良事業費を計上しており、主なものといたしましては、町道上
加路戸横断線における道路改良工事費、用地買収費、建物補償費及び町道外平喜・小学校
線における避難路整備工事費でございます。歳入内訳でございますが、社会資本整備総合
交付金や公共事業等債を特定財源としております。

事業名、河川総務費、本年度予算額 571万円でございます。河川管理業務全般におけ
る活動費を計上する科目でございます。国交省からの受託業務であります木曾川の堤防除
草について、沿線自治会に委託するための予算を計上しております。また、河川施設の建
設促進を目的とした各種期成同盟会の負担金を計上しております。

事業名、都市下水路費、本年度予算額 548万9,000円でございます。都市下水路に
おける維持管理・修繕を行うものでございまして、都市下水路維持管理作業委託料で
は、水路の除草や清掃を、都市下水路管理工事では、水路の修繕工事にかかる費用を計上
しているものでございます。

事業名、公共下水道費、本年度予算額 2億3,060万円でございます。下水道事業会計
の公共下水道事業に対する補填財源でございます。

事業名、公園費、本年度予算額 1,261万円でございます。公園の維持管理・修繕に係

る費用を計上する予算でございます。都市公園管理業務委託料では、グルービーパークの管理業務を、その他児童公園や農村公園では、遊具の保守点検委託、また樹木剪定、草刈などの委託料と、遊具等の公園施設に係る修繕工事を予算計上しているものでございます。

事業名、住宅管理費、本年度予算額2,643万2,000円でございます。住宅の耐震化や空き家の有効利用を促進するための予算科目でございます。耐震診断につきましては3件、補強設計、補強工事、除却、空き家対策、耐震シェルター設置につきましては、それぞれ1件を見込むものでございます。

また、本年度につきましては、特定空き家対策業務として、2,093万9,000円を計上しております。特定空き家1件について財産管理制度等を活用した除却に対応する費用として予算計上するものでございます。歳入内訳につきましては、社会資本整備交付金や空き家対策総合支援事業補助金、その他、各種県補助金を特定財源としております。

建設課所管分は、以上でございます。

○会計管理者（神野美紀恵課長） 続きまして、会計課所管分についてご説明いたします。

事業名、会計管理費、本年度予算額433万9,000円でございます。主に公金関連手数料として公金の窓口収納に伴う手数料や支払いに伴う振り込み手数料を計上しております。その他は事業説明欄記載のとおりでございます。

会計課所管分の説明につきましては、以上でございます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 続きまして、危機管理課所管分について、ご説明させていただきます。

事業名、高度情報処理対策費、本年度予算額、2億487万4,000円でございます。

住民情報系および内部情報系システムやネットワーク・セキュリティ機器、GISシステムの保守委託料、各種システムの使用料など、情報システムの適正な運用管理とセキュリティ対策の強化に要する経費を計上しております。新規事業として、各課に配付している高規格USBメモリ54個のライセンス期間終了に伴う購入費用70万1,000円を計上するとともに、令和6年度から着手している国が示す標準準拠システムへの移行については、早期の事業完了に向けて、継続して切れ目なく移行作業を進めていく必要があるため、引き続き、自治体情報システム標準化対応業務委託料を9,997万7,000円計上しております。また、職員用パソコンとプリンタの更新費用708万3,000円についても今年度に引き続き、計上しております。

事業名、自主運行バス運行事業費、本年度予算額、1億1,318万1,000円でございます。自主運行バスの修繕料や運転管理委託料、昨年12月に新たにリース化した車両を含むリース車両4台の賃借料、スマートフォンやパソコンから位置情報を検索できるバスロケーションシステムの使用料など、自主運行バス事業に要する経費を計上しております。

す。また、新規事業として、交通系ICカードを利用したキャッシュレス決済を導入するため、システム構築やバス4台に簡易型IC車載器を各2台と管理用端末1台を設置するなどの経費1,137万3,000円と自主運行バスを補完する新たな移動手段の検討に向けてAIオンデマンド交通実証運行を実施するため、システム構築や地元説明会の開催、半年間の運行などの経費3,737万8,000円を、現行のバスロケシステムを機能強化するバス運行状況可視化サービスを導入するため、システム構築やバス車内に設置するAIカメラなどの経費495万円。また、それぞれのサービス使用料を計上しております。

事業名、防犯事業経費、本年度予算額、1,422万8,000円でございます。年末夜警等における消防団員の出勤報酬、防犯灯などの電気料や修繕料、地域BWAを活用した「みまもりサービス」「防犯カメラ」システムの維持管理経費、桑名地域生活安全協会への助成金や地域防犯活動団体への補助金、昨年7月に導入した各家庭における防犯対策用品の購入・取付を補助する「防犯対策補助金」など、防犯対策に要する経費を計上しております。

事業名、消防団活動費、本年度予算額、1,149万8,000円でございます。消防団員の出勤報酬や年額報酬、退団する消防団員への退職報償金、消防団員の活動実績や点検業務の報告事務などをデジタル化するアプリ「消防団ワークス」のシステム利用料、活動服の購入経費、消防団員の公務災害補償及び退職報償金に備えた積立の掛金など、消防団活動に要する経費を計上しております。

事業名、消防施設経費、本年度予算額、2,318万2,000円でございます。消火栓用ホースの購入費や消防団詰所の光熱水費や消火栓・ポンプ等の修繕料、消防ポンプ車両の車検代、各分団で実施される機械器具点検や防火水槽清掃の委託料などの消防団施設の維持管理に要する経費や、今年度はベース車の受注停止により購入見送りました第4分団の消防ポンプ自動車の購入費などを計上しております。

事業名、災害対策経費、本年度予算額、6,460万8,000円でございます。災害時における職員の時間外勤務手当、保存期限を迎える避難者用の備蓄物資（アルファ米、パン、飲料水など）の購入費、防災行政無線設備・防災センターの保守委託料、屋外スピーカーなどの更新及び機能強化を図るための防災行政無線の長寿命化に要する経費、各家庭における防災対策用品の購入補助である防災対策事業補助金など、災害予防及び災害対策に要する経費を計上しております。

また、新規事業として、福德商事からの指定緊急避難場所の指定解除の申し入れを受け、新たに北部公民館を指定緊急避難場所とするための外付け階段設置に要する委託料と工事請負費を計上しております。

危機管理課所管分の説明につきましては、以上でございます。

○議会事務局長（伊藤雅人事務局長） 続いて、議会事務局所管分について説明させていただきます。

事業名、議員報酬等、本年度予算額 3,179万8,000円でございます。町議会議員 8名の報酬や手当のほか議員共済会への町負担金などを計上しているものでございます。

事業名、議会運営費、本年度予算額 632万6,000円。議会研修などに係る旅費をはじめ、公用車の維持管理費、車いす用エレベーターの保守点検や、一般質問の映像配信に伴う委託料、県町村議会議長会など関係団体への負担金のほか政務活動費の交付金など、議会運営に係る経費を計上しているものでございます。

事業名、議会広報費、本年度予算額106万1,000円でございます。議会だよりの年 4回の定期発行分のほか、新春号の印刷製本費など議会広報誌に係る経費を計上しているものでございます。

事業名、文書広報費、本年度予算額 442万3,000円でございます。町広報紙に係る印刷製本費のほか、他市町や町内企業への広報紙の郵送代など町広報誌に係る経費を計上しているものでございます。

事業名、監査委員費、本年度予算額 50万2,000円でございます。監査委員 2名の委員報酬など監査業務に係る経費を計上しているものでございます。

議案第 14号、令和 8年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算の所管部分の説明は、以上でございます。

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。事務当局の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩といたします。休憩時間は 15分といたします。

午前 10時 40分から再開とさせていただきます。

お願いいたします。

午前 10時 25分休憩

午前 10時 40分再開

○委員長（古村護議員） それでは休憩を解き、委員会に戻します。

先ほどまで事務当局に説明をいただきました。質疑を行いたいと思います。

質疑のある方はご発言をください。

○委員（加藤真人議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 加藤委員。

○委員（加藤真人議員） 歳出予算書、141ページ、道路橋梁費の道路新設改良費で、町道加路戸横断道路の関係。前年度から続いているのですが、今の進捗状況や、完成の目安などはどうなっていますか。

○建設課長（中里満博課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中里建設課長。

○建設課長（中里満博課長） 進捗状況としましては、補正予算で交付金もついてきたりしながら進めておりますので、順調に進んでいると思います。

令和 7年度につきましては、用地買収と移転補償費を中心に進めてきたのですが、令和

7年度の補正予算で工事費も増額でついてきましたので、令和8年度予算とあわせて進めていけると思っております。

供用開始の予定ですが、今のところ令和10年度に完成して供用開始という形で迎えられると思っておりますが、やはりこれも交付金、補助金のつき方次第にはなってくると思っております。

以上でございます。

○委員長（古村護議員） 加藤委員、よろしいでしょうか。

○委員（加藤真人議員） はい、ありがとうございます。

○委員長（古村護議員） それでは、他にご質疑ございますか。

○委員（黒宮武史議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 黒宮議員。

○委員（黒宮武史議員） 歳出予算書、16ページ、まち・ひと・しごと創生事業費で、シティプロモーション経費の、ポチャッコとのコラボは、いつから始まっていつまでの契約ですか。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 3年前からはじめておりまして、契約期間は1年度ごとになります。1年度ごとの予算でお認めいただいたら伸ばすかたちです。

○委員（黒宮武史議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 黒宮議員。

○委員（黒宮武史議員） 新たに別のキャラクターに変えるとか、そういったことはあるんですか。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 基本的にはございません。それをすると、ライセンス料がさらにアップしてしまいますので、今のキャラクターのままでこの金額になります。

○委員長（古村護議員） 黒宮議員、よろしいですか。

○委員（黒宮武史議員） はい、ありがとうございます。

○委員長（古村護議員） それでは他にご質疑ございますか。

○委員（加藤真人議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 加藤委員。

○委員（加藤真人議員） 歳出予算書、31ページ、賦課徴収経費で滞納整理に係わる電算経費の金額がかなり上がってますが、滞納件数はどの程度あるんですか。

○税務課長（服部直子課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 服部税務課長。

○税務課長（服部直子課長） システムを使って滞納整理をしてるんですけど、このシステムを使って督促状だけでは納めていただけない方に催告書を送らせていただいたり、預

金調査や差し押さえ等も行っています。今滞納者がどれぐらいいるかは資料がないのでわからないんですが、令和7年度で回収機構へ職員派遣されて、かなり徴収率は上がっているはずですが。金額は確かに大きいのですが、その分徴収率は上がっていると考えております。

○委員長（古村護議員） 加藤委員、よろしいでしょうか。

それでは、他にご質疑ございますか。

○副委員長（伊藤好博議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長。

○副委員長（伊藤好博議員） 歳出予算書、135ページ、上水道事業費ですが、6ヶ月間と説明は受けましたが、何月から何月までの基本料金か教えていただけたらと思います。

○建設課長（中里満博課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中里建設課長。

○建設課長（中里満博課長） 開始の時期でございますが、令和7年度と同様に、予算をお認めいただいた後に4月1日にまずシステムの改修対応費をさせていただかなくては行けないので、これに大体2ヶ月から3ヶ月。長い場合は3ヶ月かかってしまいます。早くても7月からの開始になると見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（古村護議員） 伊藤委員、よろしいでしょうか。

○副委員長（伊藤好博議員） はい、ありがとうございます。

○委員長（古村護議員） それでは、他にご質疑ございますか。

○副委員長（伊藤好博議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長。

○副委員長（伊藤好博議員） 歳出予算書、151ページ、自主運行バス運行事業費ですが、大きな予算増ですが、従来の自主運行バスで5,000万円ぐらい、新たにAIオンデマンド交通実証運行业務委託料で3,700万円ぐらい予算として上がっている。木曾岬町の交通事情をよりよい良い条件に持ってくるためとわかるんですが、実際利用している町民の人数とか、このオンデマンドを入れようとしたきっかけ、なぜこれだけかけて自主運行バス、プラスオンデマンドをやろうとしたのか。その経過をお聞きしたい。どうしてここまでかけてやっていくのか。それによって税の不公平さが出てくるんじゃないかと思っておりますので、その経過を少しお聞きしたいということ。

それから、歳出予算書、156ページ、消防団活動費で600万円ぐらいあるんですが、今年度1月の消防出初式にボイコットした分団がありますよね。水出しに1台出でなかったですね。第5分団だと思うのですが、そういう行為はどのように解消されて、この消防団費を乗せられたのか。団員状況というのか、分団との話なり消防団としての木曾

岬町のあり方等をきちっと検討されてこの予算をあげられたのか、そこのところをお聞きしたい。ちなみに噂で、消防団がストライキを起こして第4分団と第5分団が引っ付くのではないかという噂が出ておるんですよ。だからこれをしっかりと解決されてこの予算を出されたのかお聞きしたい。

歳出予算書、159ページ、災害対策経費で、北部公民館の外づけ階段、避難所として利用するためにこの工事費が挙げられておりますが、この屋上は海拔何メートルか。低いところに立っている2階建ての公民館だと思うのですが、海拔何メートルで避難所を入れて非常階段作って、津波のときに対応できるんですか。どういう避難所の場所に指定して使うつもりかをお聞きしたいと思います。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） まず1点目、AIオンデマンド交通の実証運行実施のきっかけですが、これまで様々な機会にアンケート調査で町民の皆さんのご意見を伺っていて、例えば今年度、第3期の総合戦略策定に当たりまして8月に町内在住の18歳以上の方を対象にアンケート調査を実施しましたところ、その中の町に住み続けたくない理由で6割の方が「公共交通が利用しにくい」と回答されています。過去に令和4年11月、第6次総合計画策定の際にも同様にアンケートを町民の方を対象に行いましたところ、同様の回答状況であったことから、多くの町民の皆さんの声があることを認識しておりまして、今回それに対応していくために、デマンド交通の実証の実施を判断させていただいたところでございます。

また、バスの利用者の人数ですが、昨年度のバスの乗車人数としましては、13万7,219人の方が、ご利用いただいているところでございます。

あと2点目の消防団活動費の報酬に関してですが、例えば消防団の年間行事で、先ほどお話がありました消防出初式も含め、様々な行事に団員の皆さんが参加いただく出勤報酬と、年額報酬を計上させていただいています。今回出初式は第5分団に関して、出勤していただくことはなかったのですが、これまでも第5分団の方とは過去、団員確保に関してお話し合いをさせていただいているところですが、予算の計上につきましては、例年通り計上させていただいているところでございます。また、消防団のあり方に関しましては、今後、団とも話し合いをして、検討を進めていく必要があると考えております。

北部公民館の施設の海拔ですが、北部公民館の屋上の床面の高さが、地表から7.9メートルで、東京湾の平均海面（TP）でいきますと、6.4メートルで、屋上の高さが確保されております。津波の浸水につきましては、全域の浸水を想定はしておりますが、浸水が5メートルまでということですので、高さ的には問題がないと考えております。

回答につきましては以上でございます。

○委員長（古村護議員） 伊藤委員、よろしいでしょうか。

○副委員長（伊藤好博議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長。

○副委員長（伊藤好博議員） 自主運行バス利用者の延べ人数を教えてくださいと思いますが、実質的な利用者人数を把握しないと、延べ人数では判断できかねます。AIオンデマンド交通と自主運行バス、両方で9,900万円ぐらい。令和8年度予算に新しく運行事業を予定されているオンデマンド交通を利用する人と運行バスを利用する人が重なっていくと、200人なら200人が利用したとしたら、1人450万円ぐらいになると思います。税の不公平さが生じてくる気がするんです。この交通状況には必要な対策だと承知しますが、この予算を立てるまでにアンケートで何年前からあるというだけでは、私としては、まだ実行に移すのが予算化するのが早いんじゃないかと思う。議会でオンデマンドの話がでたのも前回2月の全協が初めてで、そのような計画があるとかもないし、町民にも「これだけお金をかけるがどうですか」と情報収集をされたのか。交通会議で諮られたのか。そこをもう少し綿密にやらないと。3,000万円、4,000万円のお金をつぎ込むことになると、利用者に対して税の偏りが出てくる。他の所、企業、個人事業者、会社、農業をやってみえる人へ税を、その分ではないけどみなさんに、今回はここでこれだけ使う計画を立てて、農地の利用ならまだしも、何もなくてこれだけを認めてくださいというのは、私はまだ資料が足りないと思います。もう少ししっかりとした資料を出していただいて、全協等にかけていただいて、議会の承認を経て、予算化に踏み切っていただきたいと思います。

それから消防団のあり方ですが、何も解決していなくてこれから話をしていきますでは、予算を出してもらうのはおかしいと思います。今年の消防団出初式は1月にあって、もう3月ですよ。何月にどういう処置をして、消防団全体で会議するとか、しっかりとその情報が団員に伝わって、団員の意向、町民の意向、議会の意向をしっかりと議論した結果を踏まえて、予算化すべきだと思います。財産と命を守ってくれる、大切な消防団ですから、こういう問題が起きていることを知っている町民の方も結構いると思います。にもかかわらず解決なしでいく。事業推進の方向性もしっかりとうたってもらわないと、予算化されてもこれからの消防団は大丈夫かとそんな不信を抱くようなことでは、町民に対しても失礼だと思います。もう少し起きたことを重大に考えて、これからの消防団の活動、木曾岬に本当に災害が起きたときに大事な消防団。もう少し真剣に検討していただきたいと思います。予算が悪いと言ってるわけではなくて、こういうきっかけが起きたので、その状況がある中で、これからの消防団の運営の仕方をしっかりと検討していただいて、また報告していただきたいと思います。

そして3点目の北部公民館の外階段ですが、もう1つお聞きしたいのは、危機管理課から防災に関して上がってきているのですが、北部公民館は教育課の管轄ですよ。TPが6メートルで北部公民館の高さが7.9メートルで十分高さはあるということですね。余り

にも低いので、今までに比べると2階屋上でも高さが低いと思ったので、質問をさせていただきましたが、地域に避難する場所がなくなっただけではいけないので進めていただきたいと思います。

以上です。

オンデマンドを取り入れるのは、もう少し説明してから実行に移していただきたいと思います。それまでにもう一度議会か全協でもいいですが、こんな状況でやりたいというのをもう一度挙げていただけたらありがたいと思います。

それから消防団員もそうですが、しっかりと予定を立てて解決して予算化に進んで欲しいと思います。お願いします。

○委員長（古村護議員） 伊藤副委員長の再質問に対して、事務当局答弁を願います。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） まず、デマンド交通に関してですが、進め方というところで、地域公共交通会議につきましては3月2日に開催をさせていただきました、その中で、実証運行の実施の経緯ですとか運行のたたき台案などのお示しさせていただいてご協議いただいたところです。これに関しましても、最終的な実施の案につきましては、改めてまた5月に開催をします地域公共交通会議の中でご協議いただいて、最終決定をしていきたいと考えております。もちろん当然議会の方にも、5月の全協などの場で改めて詳細な案につきましては、ご説明をさせていただきたいと考えております。

また、今回のデマンド交通というのはあくまでも当町の場合、公共交通のメインというのは自主運行バスでございます。デマンド交通というのは、それを補完するためのもので、新たな移動手段確保の一環で、デマンド交通がどうなのかと、まずは実証運行をさせていただいて、それが当町にふさわしいものかというところの検証をしていきたいと考えております。そのためデマンドの料金などについては、当然バスの運賃よりも高く設定することを考えておりますので、バスを普段利用される方がバスと同じようにデマンドを毎日利用するというのはちょっと考えにくいと考えておまして、例えばそのバスのない時間帯であったり夜間であったり、そういったところでデマンドを利用したいのではないかと、というところで、デマンドの実証運行をまずは実施をして、その後、当町における公共交通の利用の実態把握を進めていきたいと考えておりますので、是非ともご理解をいただけたらと思っております。

あと、消防団につきましては、また団とも話をさせていただいて、議会の方に報告もさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○町長（三輪一雅町長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） 補足させていただきます。

先ほどのA I デマンド交通の件ですが、先ほど議員のお話の中で、まず費用対効果、1人当たりのコストはかなりかかるんじゃないかというお話がありましたが、これは間違いなくかかると思います。先ほどから伊藤議員もおっしゃっていたように、今どれぐらいバスの乗車人数に、どれぐらい乗ってるのか、延べ人数しかわからないじゃないかとおっしゃって、まさにその通りで、今回これをやるということの1つの意義には、実際どれぐらいの人数の方が乗るのかを実証しないとわからないことなんです。

例えば全町民にアンケートを送っても、乗ってるかどうかなんて本当の生活だってわからないと思います。そもそも返ってきませんしそういうことを考えると、どういうタイミングでやるのかって言えば、実際、どれぐらい乗るのかを見て、うちにはこれぐらいの公共交通が必要だということを見定めなくてはいけないということで、今回これをやってみたいです。特に夜間。タクシー事業者さんが弥富から撤退されましたので、近隣の私どもの町からすると本当に不便になると思います。そう考えると、夜間遅くまで走らせられるかどうかはまだ踏み込めないですが、できれば私の思いとしては、夜11時ぐらいまで走らせられないかと思っています。それによってタクシーがなくても、何とか帰ってこられる最低限の公共交通をそこで確保するところに絞っていきたいと思うんです。

それとあわせて、費用対効果だけで見ると、例えば県内南の方でデマンド交通を实际やられてる町を見ると、高校生のためだけに発車しているところもあるんです。それも同じ高校に全員行くわけじゃないですから、数名の方だけを対象にA I でデマンド交通を走らせることもあるんです。そういうところだと、必ず数千万円かかると思います。年間、数十名の方のためだけにそれを走らせてるわけですね。それはどういうことかと言えば、それは最低限、必要な公共交通としての使命を持たすために町がそれだけのことをやってるのかなと思っています。

ただうちの場合は自主運行バス自体がいい成績を収めていますので、13万人あまりという乗車人数も多いことも考えると、十分充実しているんじゃないかという考えはあるんです。その中で、それでもまだ町民の皆さんから不便だという声をいただく。今の人口分布状態を見ていると、当町以外はそれなりに微増とか微減ですけど、当町だけが非常に人口減少を起こしている中で、不便さがひょっとすると影響してる可能性もあることも考えると、どれぐらいの方が本当にそう考え感じるかをまず1年間実証する。その実証するところに主眼を置いていると考えていただきたいと思います。

そういった中で今回この予算書見ていただくと、国と県から、3,000何百万円という額の補助金いただきます。そういうことを入れながらやりますので、すべての額をうちで負担するわけでもありませんし、まずその最小限、最低限の費用の中で実証実験を行って、まず実数を見ると。それによって例えば夜間だけこの時間帯にそこそこ乗るんだという、例えば10時まで乗るのであれば、10時までバスの延長しようと。でも当然デマン

ド交通から撤退しようという1つの選択肢も持つてると思うし、そうでなければこの利用者数が多ければ、これをやっていこうと踏み込めると思うんですね。そういうところで今回これを試そうと、あくまで試行ですから、試行期間ということで何とかお願いしたい。

それから消防団の件なんですが、出初式には確かに出席はなかったんですが、これは確かに私も危機的状況だと思ってます。式典というのは1つ大きな節目にもなりますので、大事なことだと思ってますし、それは伊藤議員おっしゃる通りだと思ってます。

ただ普段の消防活動の方にこないかという、そういうことじゃなくて、出席自体はしていただいています。出動がかかれば、出動は第5分団もちゃんとしていただいていると聞いていますので、そういう意味では出初式だけで限定してしまうと。我々がやってた時代と比べれば、やはりどうしても全体的な活動や延べ人数は減っているとは思いますが、それでも何とか維持をしていただけることを考えると、きちんと残していかないといけないし、やっていく必要があると思っています。そういった意味での予算であると踏まえてもらいたいと思います。

団長、副団長ともこの間少し話をさしてもらったんですが、どうしようかというところで、団の結束を高めていくように我々も間に入りながら、話をしていこうと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（古村護議員） かなり踏み込んだ詳細なご答弁ありがとうございました。

それでは、他に質疑はございませんか。

○委員（加藤真人議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 加藤委員。3回目の質問になります。

○委員（加藤真人議員） 歳出予算書、144ページ、公共下水道費で、一般会計から繰出金が2億3,000万円くらい出されてますけども、以前に下水道委員会の方でも料金を上げられていると思うのですが、一般会計から2億円超のお金が出てくることは、異常じゃないかという感覚があるんですが、これの対策として今後どのように考えておられますか。

○建設課長（中里満博課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中里建設課長。

○建設課長（中里満博課長） この予算が2億3,000万円とだいぶ大きな金額にはなっているんですが、この要因は、債務負担行為で令和7年度8年度を2ヵ年で限度額いっぱい予算を令和7年度に組んでいた予算があるんですが、令和7年度の補正予算で今回それを減額して令和8年度で組み直したところがありますので、すごく増えたようには見えるんですが、ストックマネジメントで考えていく定期的な点検とか維持補修とか、そういったものについては計画通りに進んでいます。予算額としては大きく見えてしまっているだけのものになります。

今後、確かにこの大きい金額が一般会計を圧迫している状況はございますが、下水道料金を一昨年上げさせていただいて、今後も段階的な値上げも実際には考えていかななくてはいけないと思っております。ただそれとあわせて、この下水道事業だけを見ての話ではなく上水道の方も、一緒に考えていく必要があると思っております。そちらについても今の予算構造でいきますと経常的な赤字構造になっている状況でございますので、今後の施設の投資関係や維持、そこも含めながら、上水下水合わせて長期的な目線で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（古村護議員） 加藤委員におかれましてはこれで3回目になりました。

他にご質疑ございますか。

[暫くして]

○委員長（古村護議員） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第18号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議案第18号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算についてご説明を申し上げます。

令和8年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算は次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を300万円と定めまして、第2項では、予算の款、項の区分と区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算に定めることを規定しているものでございます。

歳入につきましては、諸収入から財産収入までの4つの款で構成されておまして、主なものは、和富地内の福祉施設への土地の貸し付け収入でございます。財産収入として263万円を計上しているものでございます。

次に、歳出についてでございますが、歳出につきましては、事業説明書にて説明をさせていただきます。

事業名、財産管理費、本年度予算額は281万4,000円でございます。この予算は、保有財産の適正な運用及び管理業務を執行するための経費を計上している予算で、主なものは、福祉施設貸付に係る一般会計への操出金で、その他につきましては、事業説明欄記載のとおりでございます。

以上、土地取得特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。事務当局の説明が終わりましたので、質疑のある方はご発言ください。

質疑はありませんか。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） それでは、特に質疑もないようですので質疑を終わります。

次に、議案第19号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

○建設課長補佐（服部寿之課長補佐） 委員長。

○委員長（古村護議員） 服部課長補佐。

○建設課長補佐（服部寿之課長補佐） 議案第19号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算でございます。

第1条、下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。ものでございます。

第2条では、業務の予定量をお示しており、(1)排水戸数は、2,340戸、(2)年間処理水量は、69万2,000立方メートルを見込んでおり、(3)一日あたりに換算した平均処理水量は、1,900立方メートルとなります。(4)主な建設改良事業は、東部地区クリーンセンター水処理・電気設備工事委託を実施する予定です。

第3条では、収益的収入及び支出を定めており、事業収益及び事業費用を4億8,249万9,000円としております。

第4条では、資本的収入及び支出を定めており、資本的収入を1億533万2,000円、資本的支出を1億6,268万1,000円としております。

次に、歳出予算書（事業説明）にて説明させていただきます。

事業名、管渠費、本年度予算額2,221万2,000円でございます。下水道管路の経年劣化による事故の発生、機能低下などの予防するため、施設の点検、清掃及び修繕等の維持管理を行うための費用を計上するもので、中継ポンプの電気代、南部地区の管路清掃業務などに係る経費を計上するものでございます。

事業名、処理場費、本年度予算額2億4,483万1,000円でございます。処理場の経年劣化による事故の発生、機能低下等を予防するため、施設の点検、修繕等の維持管理を行うための費用を計上するもので、処理場の電気代、各処理場の維持管理業務委託料、汚泥の運搬及び処分、東部地区クリーンセンターのオーバーホール工事を始めとする通常の維持管理業務に要する経費を計上するものでございます。

事業名、総係費、本年度予算額2,384万1,000円でございます。下水道事業を円滑に活動するための経理事務などを計上するもので、主な業務として、料金システム導入業務委託、処理場統廃合基本計画策定業務委託を計上するものでございます。

事業名、減価償却費、本年度予算額1億6,237万1,000円でございます。現金支出を伴わない費用として、資産取得に要した経費を期間損益計算するものでございます。

事業名、施設費、本年度予算額1億885万円でございます。安定した排水処理を実施するため管渠や処理場の改築や設備更新を行うための費用を計上するもので、東部地区クリーンセンターの水処理設備、電気設備工事に係る委託料やマンホールの耐震工事を計上するものでございます。

事業名、固定資産購入費、本年度予算額1,034万円でございます。中継ポンプが故障した場合において、速やかに交換措置がとれるよう、納期まで時間を要するポンプを購入するものです。

事業名、償還金、本年度予算額4,349万1,000円でございます。地方債にかかる元金の償還でございます。

以上で、下水道事業会計予算についての説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○委員長（古村護議員） 事務当局の説明が終わりましたので、質疑のある方はご発言ください。

よろしいでしょうか。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） それでは、特に質疑もないようですので質疑を終わります。

次に、議案第20号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（服部寿之課長補佐） 委員長。

○委員長（古村護議員） 服部建設課長補佐。

○建設課長補佐（服部寿之課長補佐） 議案第20号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算でございます。

第1条、水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条では、業務の予定量をお示しており、（1）給水戸数は、2,524戸、（2）年間総配水量は、90万1,000立方メートルを見込んでおり、（3）一日あたりに換算した平均配水量は、2,468立方メートルとなります。（4）主な建設改良事業は、耐震化計画に基づき弘法池受水場の耐震補強工事を実施する予定です。

第3条では、収益的収入及び支出を定めており、事業収益を1億9,370万3,000円事業費用を2億1,887万8,000円としております。

第4条では、資本的収入及び支出を定めており、資本的収入を1,207万円、資本的支出を6,781万5,000円としております。

次に、歳出予算書（事業説明）にて説明させていただきます。

事業名、原水及び浄水費、本年度予算額1億3,854万5,000円でございます。安全な水の安定供給を行うため、県水の受水や水質検査、受水場の保守点検のための費用を計上する

もので、弘法池受水場及び新輪受水場の電気料金や保守点検業務、水質検査、修繕工事等の通常の維持管理費用や県水の受水費などを計上するものでございます。

事業名、配水及び給水費、本年度予算額980万3,000円でございます。配水管及び給水装置に付随する量水器の維持や、配水管の漏水に対応する費用を計上するもので、漏水修繕工事費につきましては、近年の漏水実績を踏まえ、前年度から50万円の増額を見込んでおります。量水器取替工事につきましては、本年度のメーター交換の予定であります363個分の工事費を計上するものでございます。

事業名、受託給水工事費、本年度予算額140万円でございます。消火栓・防火水槽等の新設等の受託費用を計上するもので、本年度は、小林地内の消火栓設置工事の受託を予定しております。

事業名、総係費、本年度予算額1,510万9,000円でございます。水道事業を円滑に活動するために必要な事業活動費全般を計上するもので、通常の活動費である検針委託料や非常用給水袋の購入費などの経常経費を計上するとともに、料金システム導入業務、水道料金減免に係るシステム対応費を計上するものでございます。

事業名、減価償却費、本年度予算額4,507万6,000円でございます。現金支出を伴わない費用として、資産取得に要した経費を期間損益計算するものでございます。

事業名、施設費、本年度予算額6,550万円でございます。安定した水供給を実施するため配水管や給水施設の改築や設備更新を行うための費用を計上するもので、耐震化計画に基づき、受水場の耐震補工事と管路の耐震化工事、また老朽管の布設替工事を実施するものでございます。

事業名、固定資産購入費、本年度予算額231万5,000円でございます。量水器などの固定資産を購入するものでございまして、量水器購入費用として、375個分を計上するものでございます。

以上で、水道事業会計予算についての説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。事務当局の説明が終わりましたので、質疑のある方はご発言ください。

質疑はありませんか。

○副委員長（伊藤好博議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 伊藤委員。

○副委員長（伊藤好博議員） 歳出予算書、13ページ、施設費で、弘法池の受水場耐震補強工事ですが、具体的にどういう工事をされる予定なのかお聞きしたい。

○建設課長（中里満博課長） 委員長。

○委員長（古村護議員） 中里建設課長。

○建設課長（中里満博課長） 受水場の耐震工事ですが、貯水池の工事ではなく、ポンプ

棟という建物の補強工事を予定しています。

既存の構造に対して、鉄骨ブレースと呼ばれる筋交いのようなものを入れて建物を補強して耐震化をしていく事業になります。

以上でございます。

○委員長（古村護議員） 伊藤委員、よろしいでしょうか。

○副委員長（伊藤好博議員） はい、ありがとうございました。

○委員長（古村護議員） それでは、他にご質疑ございますか。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） それでは、特に質疑もないようですので、質疑を終わります。これまで、個別に審査し、質疑をいただき進めてまいりましたが、最後に、これまで議題としましたすべての議案について、再度ご質疑がございましたら、ご発言願います。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） それでは、質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

はじめに、議案第4号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第6号）についての所管部分に討論があります方は、ご発言願います。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第4号に原案のとおり、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第8号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第3号）について、討論があります方はご発言願います。

〔暫くして〕

○委員長（古村護議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第8号に原案のとおり、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第9号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第3号）

について討論があります方は、ご発言ください。

[暫くして]

○委員長（古村護議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第9号に原案のとおり、賛成の方は挙手願います。

[賛成者 挙手]

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第10号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論があります方は、ご発言ください。

[暫くして]

○委員長（古村護議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第10号を原案のとおり、賛成の方は挙手願います。

[賛成者 挙手]

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第12号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について討論があります方は、ご発言ください。

[暫くして]

○委員長（古村護議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第12号に原案のとおり、賛成の方は挙手願います。

[賛成者 挙手]

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第13号、木曾岬町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について討論があります方は、ご発言ください。

[暫くして]

○委員長（古村護議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

それでは、これより議案採決に入ります。

議案第13号に原案のとおり、賛成の方は挙手願います。

[賛成者 挙手]

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第14号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分に討論があります方は、ご発言ください。

[暫くして]

○副委員長（伊藤好博議員） 委員長。

○委員長（古村護議員） 伊藤委員。

○副委員長（伊藤好博議員） 反対討論というわけではないのですが、先ほども言わせていただきましたが、デマンド交通と消防団のことですが、しっかりと議論をしてもう一度、議会の方へ報告をしていただいて、それからの執行をお願いしたいと思います。反対討論というわけではないのですが、もう一度議会の方と協議をしていただきたいと思います。

よろしく願います。

○委員長（古村護議員） ただいま伊藤委員より、反対討論ではないがという前段がありますけれども、討論がございました。

他に討論はございませんか。

[暫くして]

○委員長（古村護議員） それでは他に討論がございませんのでこれにて討論を終結したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（古村護議員） 異議なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第14号を原案のとおり、賛成の方は挙手願います。

[賛成者 挙手]

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第18号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について討論があります方は、ご発言ください。

[暫くして]

○委員長（古村護議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第18号に原案のとおり、賛成の方は挙手願います。

[賛成者 挙手]

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第19号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算について討論があります方は、ご発言ください。

[暫くして]

○委員長（古村護議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第19号に原案のとおり、賛成の方は挙手願います。

[賛成者 挙手]

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第20号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について討論があります方は、ご発言ください。

[暫くして]

○委員長（古村護議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第20号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

[賛成者 挙手]

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。挙手全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここでお諮りいたします。

本会議で当委員会での議論並びに決定事項に係る、委員会報告書の作成並びに委員会報告を、私、委員長に一任していただくことで、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（古村護議員） ありがとうございます。

異議なしの声がございましたので、私が委員会報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで、本委員会に付託されました、10議案の審査を、終らせていただきます。

次に、その他の項に移ります。

本委員会の所管事項等で、何かございましたら、ご発言願います。

[暫くして]

○委員長（古村護議員） ご発言もないようですので、これにて、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、本日の総務建設常任委員会を閉会といたします。

長時間にわたりご審査ありがとうございました。

お疲れ様でした。

午前 12 時 16 分閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

令和年月日

総務建設常任委員会

委員長

署名委員

署名委員
